

吸収合併に係る事前備置書面

2021年5月31日

GMO グローバルサイン・ホールディングス株式会社

GMO モビリティクラウド株式会社

吸収合併に係る事前備置書面

2021年5月31日

東京都渋谷区桜丘町26番1号
セルリアンタワー
GMO グローバルサイン・ホールディングス株式会社
代表取締役 青山 満

東京都渋谷区桜丘町26番1号
セルリアンタワー
GMO モビリティクラウド株式会社
代表取締役 青山 満

GMO グローバルサイン・ホールディングス株式会社による GMO モビリティクラウド株式会社の吸収合併に係る事前開示

(吸収合併存続会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく事前備置書面)

(吸収合併消滅会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面)

GMO グローバルサイン・ホールディングス株式会社（以下「吸収合併存続会社」といいます）及び GMO モビリティクラウド株式会社（以下「吸収合併消滅会社」といいます）は、2021年4月19日開催の吸収合併存続会社における取締役会及び2021年5月11日開催の吸収合併消滅会社における取締役会におきまして、2021年7月1日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます）を実施することを承認し、合併契約書を締結いたしました。よって、ここに本合併に係る事前開示をいたします。

記

1. 合併契約の内容

2021年5月6日付で吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社との間で締結した合併契約書は、別紙1をご参照下さい。

2. 合併対価の相当性に関する事項

吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社とは、完全親子会社の関係にあることから、本合併に際して株式その他の金銭等の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社の新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

【吸収合併存続会社】

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

【吸収合併消滅会社】

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2をご参照ください。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 債務の履行の見込みに関する事項

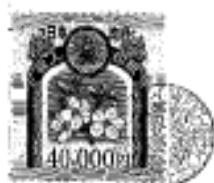
本合併後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれま

す。また、本合併後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、吸収合併存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。従いまして、本合併後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはありと判断しております。

7. 本書面の備置開始日後、本合併が効力を生ずる日までの間に上記事項につき変更が生じたときにおける当該変更後の内容

本書面の備置開始後、上記事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以上



吸収合併契約書

GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社（以下、「甲」という。）とGMOモビリティクラウド株式会社（以下、「乙」という。）は、甲と乙との間の合併（以下、「本件合併」という。）に関して、次のとおり、吸収合併契約（以下「本契約」という。）する。

第1条（本件合併の内容）

1. 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社とする合併を行う。
2. 本件合併を行う甲及び乙の商号及び住所は、以下の各号のとおりとする。
 - (1) 甲（吸収合併存続会社）
 - ・商号 GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社
 - ・住所 東京都渋谷区桜丘町26番1号 セルリアンタワー
 - (2) 乙（吸収合併消滅会社）
 - ・商号 GMOモビリティクラウド株式会社
 - ・住所 東京都渋谷区桜丘町26番1号 セルリアンタワー

第2条（承継）

甲は、2020年12月31日時点における貸借対照表その他計算書類を基礎とし、これに第5条に規定する効力発生日の前日までの増減を考慮した資産・債務・権利義務の一切を、第5条に規定する効力発生日に、乙から承継する。

第3条（無対価合併）

甲は、本件合併に際して、消滅会社株主に対して一切の対価を交付しないものとする。

第4条（資本金等）

本件合併によって甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は、以下の各号のとおりとする。

- | | |
|-----------|------|
| (1) 資本金 | 増加なし |
| (2) 資本準備金 | 増加なし |
| (3) 利益準備金 | 増加なし |

第5条（効力発生日）

本件合併の効力発生日は、2021年7月1日とする。但し、甲及び乙は、協議の上、書面による合意により、これを変更することができる。

第6条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、前条に規定する効力発生日まで、それぞれ善良な管理者の注意をもって各自の事業を行い、その財産及び権利義務に多大な影響を与える事項については、事前に相手方に報告の上、その同意を得なければならない。

第7条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約により相手方より開示を受けた相手方の経営上・技術上の情報について、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならない。但し、以下の各号に該当する情報については、この限りではない。

- (1) 相手方から開示を受けた時点で既に公知であった情報
- (2) 相手方からの開示後に自らの帰責事由によらず公知となった情報
- (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (4) 相手方から開示を受けた情報に依拠することなく自ら開発した情報
- (5) 法令又は官公庁の命令により開示を強制される情報

第8条 (従業員)

甲は、第5条に規定する効力発生日における乙の従業員を承継する。但し、勤続年数については乙における勤続年数を通算するものとし、その他の事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

第9条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、自己及びその役員（取締役、監査役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、以下「役員」という。）その他自己を実質的に支配する者が、本契約締結時点において、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員・暴力団準構成員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないこと、また過去においてもそれらに該当しなかったことを表明・保証し、かつ、本契約締結日以降、本契約の終了までの間、自己及びその役員その他自己を実質的に支配する者が反社会的勢力に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを誓約する。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配し、又は経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (2) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - (3) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (4) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、暴力的要求行為、不当要求行為、脅迫的言動、暴力行為、風説流布・偽計による信用毀損行為、業務妨害行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを誓約する。
3. 甲又は乙が、前各項の表明・保証又は誓約に違反した場合、それが判明した時期の如何を問わず、相手方は何らの催告を要せず直ちに本契約を解除することができるほか、これにより被った損害の賠償を請求することができるものとする。なお、当該解除によって違反当事者に損害又は負担が生じても、当該違反当事者は相手方に対してその賠償を求めることができないものとする。

第10条 (解除・変更)

甲及び乙は、本契約締結後、第5条に規定する効力発生日までの期間、天変地異その他当事者の責に帰さない事情により、甲又は乙の資産・債務・経営状態等に大幅な変動があった場合、協議によって本件合併の条件・内容を変更すること及び本契約を解除することができる。この場合、相互に損害賠償等を請求しないものとする。

第11条 (費用負担)

本契約の締結及び履行に必要な費用（弁護士、司法書士、公認会計士、税理士その他のアドバイザー等の専門家に対する費用を含む。）は、特段の合意がない限り、各当事者の負担とする。

第12条（合意管轄）

本契約に関連して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

以上、本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印し、それぞれ各1通を保有する。

2021年5月6日

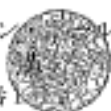
(甲)

GMOグローバルサイン・ソリューションズ株式会社

代表取締役 青山

東京都渋谷区桜丘町2-6番1号

セルリアンタワー



(乙)

GMOモビリティクラウド株式会社

代表取締役 青山

東京都渋谷区桜丘町2-6番1号

セルリアンタワー



貸借対照表

(令和2年12月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科 目		科 目	
流動資産	224,208	流動負債	39,390
現金及び預金	157,259	未払金	24,711
売掛金	7,616	未払費用	154
未収入金	771	前受金	3,690
前払費用	1,325	仮受金	6,820
前払金	12,826	預り金	118
商品	29,784	未払法人税等	3,895
未収消費税	13,991		
未収還付法人税等	0		
その他	632		
固定資産	365,259	固定負債	-
有形固定資産	0		
無形固定資産	364,809		
投資その他資産	450		
		負債合計	39,390
		純資産の部	
		株主資本	550,077
		資本金	266,324
		資本剰余金	483,890
		利益剰余金	△ 200,137
		その他利益剰余金	-
		繰越利益剰余金	△ 200,137
		純資産合計	550,077
資産合計	589,467	負債・純資産合計	589,467

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。